# 電子帳簿保存法 スキャナ保存 ②& 🛕

2017年10月 eドキュメントフォーラム「電子帳簿保存法におけるスキャナ保存制度と新たな『一問一答』について」のセミナーに寄せられた質問について回答しています。

(2017年7月発表の国税庁取扱通達・電子帳簿保存法一問一答が反映されています)

JIIMA法務委員会

※②:国税庁 電子帳簿保存法一問一答【スキャナ保存関係】

## 従業員立替経費精算等における精算書のスキャナ保存に関して



消費税法の解釈について。精算書に従業員が立替した出張旅費や備品等の明細が記載され、会計伝票にはその合計額で記帳されている場合、帳簿代用書類が適用できない消費税法に照らし合わせて、請求書をスキャナ保存の対象として法的に問題ないでしょうか?(スキャナ保存すれば「綴り合せたものを併せて保存する」になりますか?



国税庁HPのタックスアンサーに消費税の仕入税額控除について「No.6497 仕入税額控除のために保存する帳簿の記載内容」に、帳簿代用書類の取扱いについて以下の通り記述があります。

5 仕入税額控除の要件としての帳簿代用書類の保存の可否

法人税法では、法定事項を帳簿に記載することに代えて、それらの記載事項の全部又は一部が記載されている取引関係書類を整理・保存すること(帳簿代用書類)を認めていますが、この帳簿代用書類は、消費税法第30条第8項《仕入れに係る消費税額の控除》に掲げる帳簿として扱われるものではありません。

したがって、帳簿代用書類が保存されていても、消費税の仕入税額控除のための帳簿については、記載すべき事項の全部又は 一部が欠落していることになりますから、「帳簿及び請求書等の保存がある」とは認められないことになります。ただ、帳簿 代用書類のうち、課税仕入れの相手方から受け取ったものは通常「請求書等」に該当すると考えられますから、申告時にその 書類を個々に確認することなく仕入控除税額を計算できる程度に課税仕入れに関する法定事項が帳簿に記載されていれば、そ の書類と帳簿を保存することで仕入税額控除の要件を満たすことになります。

つまり、関連する帳簿に仕入控除税額を計算できる程度の事項が記載されていれば、当該精算書を「請求書等」としてスキャナ保存できることになります。



相手先の検索要件について。精算書がスキャナ保存可能な場合、旅費・宿泊費・その他の経費(印紙など非課税含む)への消費税支払 先である相手先名まで検索できなくなりますが、問題はないですか?



複数の領収書が添付されていると思われますので、それぞれの領収書ごとに相手先名を含む検索キーを入力し、当該精算書が 検索できる必要があります。



今後、軽減税率が導入された場合について。立替を行った明細の内容によって、消費税率が変わることになり、合計金額から容易に消費税額を算出できなくなるが、スキャナ保存の対象として問題ないのか?



この質問は、スキャナ保存の要件と関係がないことから、回答できません。

# タイムスタンプの付与に関して



タイムスタンプのまとめ打ちを行うタイミングについて。対象文書をスキャニングし、原本と電子化文書を照合した後の複数の電子化文書に対して、XAdES方式により、まとめてタイムスタンプを付与する場合は、スキャニング及び原本照合を行った当日に行わなければならないでしょうか?



原則、タイムスタンプはスキャニングと同時又は、スキャナで読み取り正しくスキャニングされていることを確認したつど付与することとなりますが(②問32)、複数の電子化文書をまとめてタイムスタンプを付与する場合は、同等確認を行った後の電子化文書を改ざんができないような環境下で管理する必要があり、承認を受けた入力期間内であらかじめ運用規程等で決めたタイミングでタイムスタンプ付与を行えば良いものと考えられます。ただ、スキャニングを行った日を特定するためにも、当日中の付与を推奨します。



電子署名を付与した場合の付与タイミングについて。XAdES方式によりタイムスタンプをまとめて付与する場合、電子署名をあわせて保管する仕組みとなっているが、電子帳簿保存法の改定により、電子署名が必須ではなくなったので、電子署名の失効情報の取得タイミング(翌日でなくても良いか)やタイムスタンプの付与タイミングは、前項のアンサーの通りでよいでしょうか?



入力者情報の確認を電子署名で行う場合、電子証明書の失効情報は一般的には翌日発行されるものを取得しますが、必ずしも翌日のものを取得する必要はなく、アーカイブタイムスタンプを付与する前に取得すれば良いとされています。 なお、前項の回答は署名タイムスタンプ付与のタイミングを言っています。



タイムスタンプの付与を上記の工程で、スキャンや確認 時ではなく、夜間など別時限にしても問題ないですか?



原則、タイムスタンプは電子化文書の改ざんに対処する観点から、スキャニングと同時又は、スキャナで読み取り、正しくスキャニングされていることを確認したつど付与することとなりますが(②問32)、同等確認を行った後の電子化文書を改ざんされないような環境下で管理していれば、当日の夜間などの業務後にタイムスタンプ付与を行っても差し支えないと考えられます。なお、運用規程等で上記処理フローを規定しておく必要があります。



システム障害などで翌日にタイムスタンプを取得しても問題ないでしょうか?



明らかに保存義務者の責めに帰すべき事由でない場合、その事由が解消したのち直ちに付与すれば問題ありません。また、当該システム障害等の日時や原因等の内容を記録として保存しておくことを推奨します。



一般購入品の請求書をスキャナ保存する際はタイムスタンプは必要?



日本データ通信協会が認定するタイムスタンプ局によるタイムスタンプを付与する必要があります。

## 電子帳簿保存法一問一答 スキャナ保存関係 問32に関して



経理担当者が原本と電磁的記録とを同等だと確認する場合は、3日以内のタイムスタンプが不要とありますが、例えば、3日以内にタイムスタンプが押せなかったもののみ経理担当者が原本と電磁的記録をチェックするということで可能でしょうか?またその際にタイムスタンプはどのタイミングで押すべきでしょうか?



可能です。

その際のタイムスタンプは、承認を受けた入力期間(速やか又は業務サイクル後速やか)内で、受領者以外の者が同等確認を 行ったつど付与することになります。

#### 参考 Q&A問32

国税関係書類の受領者等がスキャニングした後、その国税関係書類全てについて、経理担当者が書面と電磁的記録とが同等であることを確認することとしている場合、受領者等が署名の上、3日以内にタイムスタンプを付す必要がありますか。 【回答】

規則第3条第5項第2号ロに規定されている「国税関係書類の受領者等が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合」とは、受領者等がスキャニングからタイムスタンプを付すまでを一人で行うことにより、受領等から入力までの各事務について相互にけんせいが機能する事務処理体制がとられていない場合をいい、受領から入力までの各事務について、相互にけんせいが機能する事務処理体制がとられている場合は、「受領者等が読み取る場合」に含まないこととしています(取扱通達4-23の2)。

したがって、国税関係書類の受領者等がスキャニングした後、その国税関係書類全てについて、経理担当者が書面と電磁的記録とが 同等であることを確認することとしている場合は、相互にけんせいが機能するため、受領者等が署名の上、3日以内にタイムスタンプを 付す必要はありません。



37日ルールと3日ルールを併用しようかと考えています。注意するポイントはありますか?部署や申請方法などで分けられれば。



スキャナ保存の承認申請書の項番 1 「承認を受けようとする国税関係書類の種類、書類の保存に代える日及び保存場所等」の 「受領者等による読取」と「入力方式」の「業務」の両方にチェックを入れて申請すれば併用は可能です。また、部署ごとにルー ルを変える場合は、「書類の書類」の「名称等」の欄に部署を分けて記入することで、別運用することが可能です。

#### 特定書類の取扱に関して



銀行における「印鑑届」は税法上、保存を求められる書類ですか? 別の言い方をすると「印鑑届」をスキャナ保存し、紙原本を廃棄しようとする場合は、そのスキャナ保存の要件は電子帳簿保存法に拠り ますか?それとも一般的なe-文書法に拠るもので構いませんか?

銀行における「印鑑届」は、「預貯金の口座の設定又は解約に際して作成された書類」(国税庁告示第4号, 平成17年1月31 日)に該当することから、国税関係書類の重要書類に当たります。 したがいまして、電子帳簿保存法の要件に従ってスキャナ保存することになります。



スキャナ保存の対象となる「税務関係書類」には、「扶養控除等申告書」が含まれるのでしょうか? スキャナ保存を規定する電帳法4条3項では、1項、2項とは異なり「自己が一貫して…」とされていません。また「国税関係書類」を 定義する電帳法2条2号では、「保存しなければならない書類」とされており、「扶養控除等申告書」は所得税法施行規則76の3で、保 存することとされています。

国税関係書類としてスキャナ保存の対象となり、扱いは一般書類となります。

## その他の質問



旧QAページ、現QAページ(一問一答) ほとんど同じ内容で、旧QAページも更新されているように見える内容が多いですが、両方と も最新の内容が表示されていますか?

/jirei/07\_03.html

/jirei/pdf/denshihozon\_tougou.pdf

/jirei/pdf/denshihozon\_sukyana.pdf



旧Q&Aは承認申請時期別に3種類掲載されていましたが、平成29年7月4日に現Q&A(一問一答)として「電子計算機を使 用して作成する帳簿書類及び電子取引関係」及び「スキャナ保存関係」の2種類に統合されました。さらに「スキャナ保存関係」 については、取扱通達が平成29年6月21日に改正されたことを受け、所要の整備が行われました。 なお、「統合作業の概要」については、旧Q&Aと新Q&Aの対比が示されています。



スキャン後(PDF等)と各申請データの保管先と帳簿は伝票No等で一意な紐づけと検索ができれば同じサーバ内になくてもいいのでしょ うか?

スキャン後のPDF等と経費精算データや関連する帳簿データ等を保管するサーバは別でもどこに設置しても構いません。ただ し、検索用PCやプリンターは、納税地等に備え付ける必要があります。